

## 第2章

# 高齢社会対策の実施の状況

### 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

- 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。
  - 高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には全閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。
  - 高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。
  - 平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過した平成13年12月28日、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
- それから10年が経過したことから、平成24年9月7日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
- 高齢社会対策基本法の基本理念に基づく施策の総合的推進のため、
    - ・「高齢者」の捉え方の意識改革
    - ・老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
    - ・高齢者の意欲と能力の活用
    - ・地域力の強化と安定的な地域社会の実現
    - ・安全・安心な生活環境の実現
    - ・若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現
- の6つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。

### 第2節 社会保障制度改革についての動向

- 社会保障・税一体改革に関連する法案**

平成24年3月30日、子ども・子育て関係、年金関係、税制抜本改革関係の7法案を国会に提出した。6月に、民主・自民・公明の3党の協議を踏まえて、関連法案は修正が行われ、また、3党の議員提出2法案が提出され、関連8法案は8月10日成立した。その後、11月の臨時国会でさらに年金関係の2法案が成立した。
- 社会保障制度改革国民会議**

社会保障制度改革国民会議が、平成24年通常国会で成立した社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき設置された。
- 社会保障・税に関わる番号制度**

社会保障・税番号制度については、平成25年3月1日、関連4法案を閣議決定し、第183回国会へ提出した。

## 第3節 分野別の施策の実施の状況

### 主な取組

#### 1 就業・年金

##### ○知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

労働政策審議会において、雇用と年金が確実に接続されるよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討が行われ、平成24年1月、厚生労働大臣に対して建議が行われた。この建議に基づき、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止などを内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24年通常国会へ提出した。同法律案は、衆議院での一部修正を経て、同年8月に成立した。施行日が平成25年4月1日であり、施行日まで非常に短いことから、円滑な施行に向けて、丁寧に周知・啓発を行った。

##### ○改正育児・介護休業法の円滑な施行

改正育児・介護休業法については、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた介護休暇等について、平成24年7月1日より全面施行された。こうした中、引き続き改正内容の周知を図るとともに、企業において改正法の内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行った。

##### ○持続可能で安定的な公的年金制度の確立

公的年金制度の安定的な運営のため、平成24年度に、政府として4法案を国会に提出し、以下の通り、法律が成立した。

・「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正

する法律」(平成24年法律第62号)

- ・「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)
- ・「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平成24年法律第102号)

今回の制度改正により、持続可能で安定的な公的年金制度を確立するため、平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合については、年金特例公債により2分の1とすることとし、平成26年度以降についても、消費税収により、2分の1を維持することとしている。

また、これまで分立していた被用者年金制度を一元化し、制度の安定化を図ることにした。

#### 2 健康・介護・医療

##### ○認知症高齢者支援施策の推進

平成24年6月に厚生労働省内の認知症施策検討プロジェクトチームで「今後の認知症施策の方向性について」を取りまとめ、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すこととし、9月にこれに沿った平成25年度からの5か年間の認知症施策の具体的な計画である「認知症施策推進5か年計画」を策定した。

##### ○地域の支え合いによる生活支援の推進

いわゆる「孤立死」の防止対策については、平成24年5月に

- ・生活に困窮し、社会的に孤立した人の情報を

行政窓口で一元化することや関係者間の連携強化

- ・民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取扱いの、電気・ガス等のライフライン事業者等への再周知
- ・地域の見守り等の取組の先進事例の紹介やこうした取組への関係補助金の優先採択

などを盛り込んだ総合的な通知を自治体やライフライン事業者宛に発出し、加えて、平成24年7月には、住宅供給事業者等との連携推進の方策について通知している。

### 3 社会参加・学習

#### ○高齢者の社会参加と生きがづくり

高齢者の社会参加による生きがづくりを促進するため、平成24年10月に東京都千代田区、同年12月に鳥取県米子市において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先導的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

#### ○市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこしなど）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図った。

#### ○体系的な消費者教育の取組の促進

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育、すなわち消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に

行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。こうした消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年8月22日に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が公布され、同年12月13日に施行された。

また、「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」では、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、ライフステージごと、消費者教育の対象領域ごとの消費者教育の目標を示す「消費者教育の体系イメージマップ」を作成、公表した。

### 4 生活環境等

#### ○既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

「住まいるダイヤル」（（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）において、平成25年3月に、相談業務を通じて得た情報を元に事案の概要や消費者へのアドバイスを公表した。

また、安心してリフォームに取り組むための消費者支援措置の周知普及に向けて、大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消費者向けセミナーを実施した。

平成23年度第3次補正予算（平成23年11月21日成立）により実施した復興支援・住宅エコポイント制度及び平成24年度補正予算（平成25年2月26日成立）により実施した住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業において、エコリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについても支援を行い、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。

### ○交通安全の確保

歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車適切に分離された空間の整備を図った。

### ○犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

強引な自宅等への訪問買取りから消費者を保護するための「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が平成24年8月に公布され、平成25年2月に施行された。

消費者安全法を改正し、「多数消費者財産被害事態」が発生し、他の法律で対応できない「すき間事案」である場合に、不当な取引を行う事業者に対する行政措置をとることができることとした（平成25年4月1日施行）（図2-1-1）。

高齢者の消費者トラブルが増加しているため、政府広報として平成24年10月から「『高齢

者の消費者トラブル』未然防止啓発キャンペーン」を実施し、消費者トラブルの未然防止に向けた啓発と相談窓口の周知に取り組んだ。

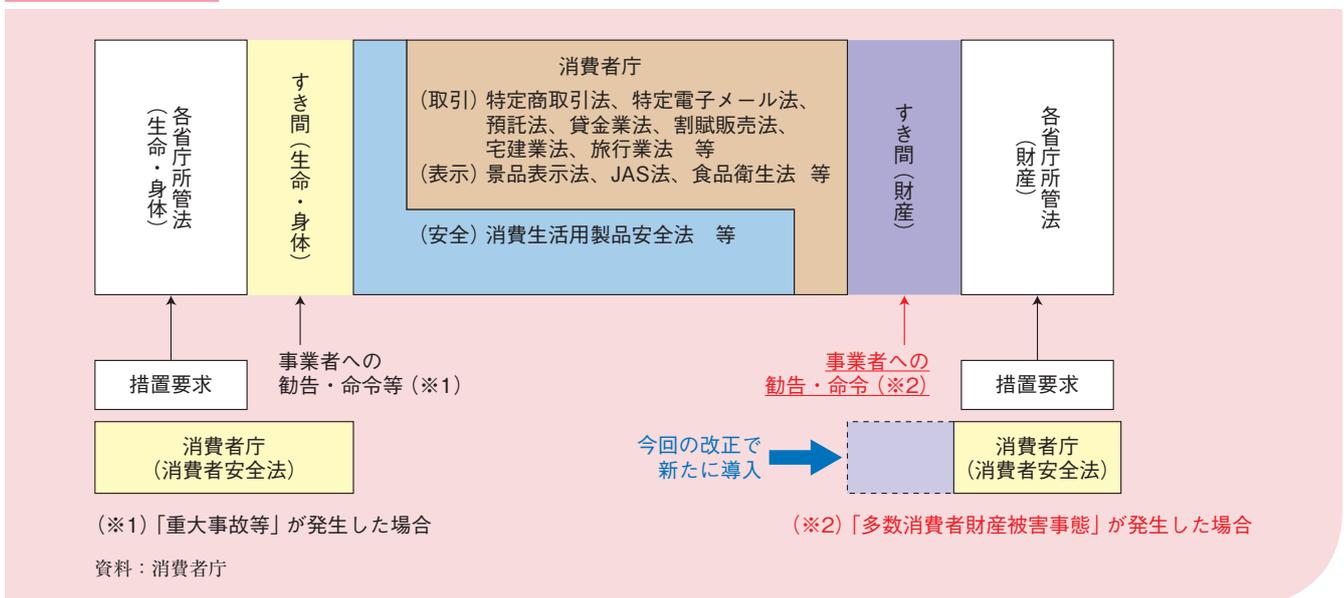
### 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

#### ○不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

地域の医師確保の取組を進めるため、「地域の医師確保対策2012」をまとめたほか、多種多様な医療スタッフによるチーム医療の推進等の取組を実施するとともに、平成24年4月から、一定の要件の下に介護職員等がたんの吸引等を実施できるよう制度改正をし、医療職種・介護職種の役割の見直し等を行った。

さらに、在宅医療や地域包括ケアを推進するため、平成24年度を「在宅医療・介護あんしん2012」と位置づけ、医療計画、報酬及び予算面から包括的に取組を実施した。

図2-1-1 「すき間事案」への勧告・命令のイメージ



### ○医療イノベーションの推進

医療イノベーションを関係府省が一体となって推進するため、平成24年6月6日、医療イノベーション会議は、「医療イノベーション5か年戦略」を決定し、その内容は、同年7月31日に閣議決定した「日本再生戦略」に盛り込まれた。

## 6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

### ○非正規雇用労働者対策の推進

平成24年3月に非正規雇用問題に係るビジョンをとりまとめ、これを踏まえ、同年12月には「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」報告書を取りまとめた。

この報告書では、正規・非正規という雇用形態にかかわらず、将来に夢や希望を持ちながら安心して生活を送れるような収入を確保できるよう、能力開発機会を提供し、キャリアアップを支援すること等を基本的な視点とした上で、①フリーター等不本意非正規就業者の増加の防止、②複線的なキャリアアップの道の確保、労働者の選択に応じた能力機会の確保、③労働者の能力の労働市場での適切な評価等といった今後の施策の方向性を提示している。

今後、この報告書の方向性を踏まえ、企業内でのキャリアアップの取組への総合的な支援や非正規雇用労働者の特性に配慮した公共職業訓練の見直しなど、具体的な取組を推進することとしている。